

事務連絡
令和2年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整
に係る留意事項について

「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整の流れについては、「帰国者・接触者相談センターへの相談後のフロー」をお示ししているところですが、今般、下記のとおり留意事項をまとめましたので、貴都道府県におかれては、この旨を御了知いただくとともに、「帰国者・接触者相談センター」へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」(※) (以下「相談の目安」という。) は、それに該当する方が「帰国者・接触者相談センター」へ相談することを促すためのものです。「帰国者・接触者相談センター」において「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う際に、一律に相談の目安を適用するのではなく、相談の目安に該当しない方であっても、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達いただくなどの運用を行っていただくようお願いいたします。
※ 37.5度以上の発熱が4日以上続く方 等
- 一般医療機関から「帰国者・接触者相談センター」に、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあるとして相談があった事例については、当該一般医療機関の判断を尊重し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただくようお願いいたします。
- 相談の目安では、「インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください」とされていますが、これは、「帰国者・接触者外来」への受診に、インフルエンザの検査結果が陰性であることを求めるものではありません。一般医療機関においてインフルエンザの検査を受けていなくとも、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただいて差し支えありません。